

介護老人保健施設たんぽぽ 通所リハビリテーション 単位円:日額(月額)

令和8年6月1日～

通常規模事業所	所要時間6時間以上7時間未満				
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
通所リハビリ費(改正)	715	850	981	1,137	1,290
入浴介助加算 I	40	40	40	40	40
体制強化加算 I (改正)	22	22	22	22	22
リハビリ提供体制加算4	24	24	24	24	24
介護職員等処遇改善加算 I 口	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%
食費	¥650	650	650	650	650
日額合計	1,451	1,586	1,717	1,873	2,026

通常規模事業所	所要時間5時間以上6時間未満				
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
通所リハビリ費(改正)	622	738	852	987	1,120
入浴介助加算 I	40	40	40	40	40
体制強化加算 I (改正)	22	22	22	22	22
リハビリ提供体制加算3	20	20	20	20	20
介護職員等処遇改善加算 I 口	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%
食費	¥650	650	650	650	650
日額合計	1,354	1,470	1,584	1,719	1,852

通常規模事業所	所要時間4時間以上5時間未満				
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
通所リハビリ費(改正)	553	642	730	844	957
入浴介助加算 I	40	40	40	40	40
体制強化加算 I (改正)	22	22	22	22	22
リハビリ提供体制加算2	16	16	16	16	16
介護職員等処遇改善加算 I 口	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%
食費	¥650	650	650	650	650
日額合計	1,281	1,370	1,458	1,572	1,685

通常規模事業所	所要時間3時間以上4時間未満				
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
通所リハビリ費(改正)	486	565	643	743	842
入浴介助加算 I	40	40	40	40	40
体制強化加算 I (改正)	22	22	22	22	22
リハビリ提供体制加算1	12	12	12	12	12
介護職員等処遇改善加算 I 口	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%
食費	¥650	650	650	650	650
日額合計	1,210	1,289	1,367	1,467	1,566

通常規模事業所	所要時間2時間以上3時間未満				
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
通所リハビリ費(改正)	383	439	498	555	612
入浴介助加算 I	40	40	40	40	40
体制強化加算 I (改正)	22	22	22	22	22
介護職員等処遇改善加算 I 口	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%	※11.1%
食費	¥650	650	650	650	650
日額合計	1,095	1,151	1,210	1,267	1,324

※H30年8月1日より介護保険負担割合が3割の方は介護保険負担分は3割となります。

※(新設)高齢者虐待防止措置未実施減算

※(新設)業務継続計画未策定減算

※(新設)退院時共同指導加算(600単位/回)

※科学的介護推進体制加算(40単位/月)

※栄養アセスメント加算(50単位/月)

※リハビリテーションマネジメント加算イ

同意日を属する日から6月以内(560単位/月) 6月超(240単位)

※リハビリテーションマネジメント加算ロ

同意日を属する日から6月以内(593単位/月) 6月超(273単位)

※(改正)リハビリテーションマネジメント加算ハ 同意日を属する日から6月以内(793単位/月) 6月超(473単位)

※(改正)リハビリテーションマネジメント加算4 事業所の医師が利用者又は家族へ説明し利用者の同意を
(270単位/月)

※口腔機能向上加算(I)(150単位/月2回を限度)

※(改正)口腔機能向上加算(II)イ(155単位/月2回を限度)(II)ロ(160単位/月2回を限度)

※口腔・栄養スクリーニング加算(I)(20単位/6月に1回を限度)(II)(5単位/6月に1回を限度)

※短期集中個別リハビリテーション加算 退院・退所又は認定日から3月以内(110単位/回) 週2回

※認知症短期集中リハビリテーション加算(I)(240単位/週2回を限度)

※認知症短期集中リハビリテーション加算(II)(1920単位/月)

※生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始月から6月以内(1250単位/月)

※生活行為向上リハビリ減算 6月を超える場合 翌月より6月間(所定単位の85%/日)

※認知症短期集中個別リハ加算はリハマネジメント加算を算定していないと算定できない。

※中重度ケア体制加算(20単位/回) ※重度療養管理加算(100単位/回)(要介護3~5)

※栄養改善加算(200単位/月2回限度)

※送迎を行わない場合(-47単位/回・片道)

※同一建物減算(-94単位/日)

介護老人保健施設たんぽぽ 介護予防通所リハビリテーション 単位円：日額(月額)

令和8年6月1日～

介護予防通所リハビリ	要支援1	要支援2
	週1回利用	週2回利用
介護予防通所リハ費(改正)	2,268(月額)	4,228(月額)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	88(月額)	176(月額)
科学的介護推進体制加算	40(月額)	40(月額)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	※11.1%	※11.1%
食費	¥650	650(日額)
月額合計	4,996	9,644

※H30年8月1日より介護保険負担割合が3割の方は介護保険負担分は3割となります。

※(新設)退院時共同指導加算(600単位/回)

※(新設)一体的サービス提供加算(480単位/月)

※(改正)12月超減算 要支援1(-120単位/月) 要支援2(-240単位/月)

※栄養アセスメント加算 (50単位/月)

※生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始月から6月以内 562単位/月

※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(20単位/6月に1回を限度) (Ⅱ)(5単位/6月に1回を限度)

※口腔機能向上加算(Ⅰ)(150単位/月) (Ⅱ)(160単位/月)

※栄養改善加算 (200単位/月)

※生活行為向上リハビリ実施後に介護予防通所リハを継続利用する場合 単位数から85%を算定

※若年性認知症利用者受入加算 (240単位/月)

入所定員の超過又は職員の等の欠員減算 (70/100単位)

※(新設)高齢者虐待防止措置未実施減算

※(新設)業務継続計画未策定減算

事業所の実施地域を超えた地域の利用者に行った場合 (5%/月)

同一建物からの利用行う場合 (要支援1 -376単位/月)(要支援2 -752単位/月)

